

熊本市障がい者生活プラン

(最終案)

令和6年(2024年)2月

熊本市

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
第2章 熊本市の現状	8
第2編 分野別施策	11
施策の体系	12
基本目標1 障がいへの理解啓発と権利擁護	
1 障がいのある人に対する理解促進・啓発	13
2 差別の解消及び権利擁護の推進	18
基本目標2 質の高い地域生活の実現	
1 利用者本位の地域生活支援	22
2 障がい児支援の充実	27
3 保健と医療サービスの適切な提供	34
基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり	
1 障がいのある人の就労に向けた支援	39
2 文化・スポーツ活動の促進	44
3 外出や移動の支援	46
4 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	48
基本目標4 安心・安全な生活環境の整備	
1 安心・安全のまちづくりの実現	50
2 生活環境の向上	53
参考資料	

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 熊本市の現状

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国においては、平成26年（2014年）に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を締結し、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保するとともに尊厳の尊重を促進し、障がい者の権利を実現するために、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行や改正、「障がい者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正など、これまで様々な環境整備が行われてきました。

昨年度、国が策定した第5次障害者基本計画（令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度））では、障がい者が自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、その基本的な方針や具体的な取組が示されています。

一方、本市においては、平成28年熊本地震、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症での経験から、障がい者の特性や置かれている環境に適切に対応することの必要性を再認識し、施策の更なる充実に取り組むべきと考えています。障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう市民に向けた障がいへの理解を促進し、生まれた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談支援や居住支援等のサービスの充実や質の向上を図り、そして多様な個性や能力を発揮し、就労や文化芸術、スポーツなどの活動において活躍ができるよう、分野別に方向性を掲げながら施策を進めます。

このプランは事業の継続性及び一貫性の観点から、平成31年（2019年）に策定したプランの考え方を継承し、令和6年度（2024年）からの4年間を計画期間として本市総合計画等との整合性を図り、当事者や関係者のニーズやこれまで実施してきた施策の成果や課題等を着実に踏まえ、障がい者の生活の視点に立った幅広い施策に取り組みます。

2 基本理念

「自立と共生、そして活躍できるまちへ」

熊本市障がい者生活プランの改定にあたっては、事業の継続性及び一貫性の観点から、これまでの基本理念を継続して掲げ、インクルーシブな社会の実現を目指し、障がいの有無に関わらず、地域社会の構成員として安心して暮らし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。また、一人ひとりが必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき、個人の能力や適性に応じていきいきと生活し、活躍できる環境づくりを進めます。

この基本理念のもと、福祉、保健、医療、教育ほかあらゆる分野との連携を図りながら、生涯を通じて切れ目のない支援体制の充実に努めるなど、本市が取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方向を定めます。

3 基本目標

「自立と共生、そして活躍できるまちへ」という基本理念のもと、以下の4つの基本目標の達成に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施します。

基本目標には、関連する検証指標を設けて、計画の達成状況を明確にします。

基本目標1 障がいへの理解啓発と権利擁護

障がいについて正しく理解を深める取組や、障がいのある人の権利を擁護する取組を進めます。

＜成果目標＞

●障がい者サポーター研修の受講者数

目標	基準値	目標値
	令和4年度	令和9年度
障がい者サポーター研修の受講者数(延べ人数の累計)	7,291人	17,000人

- ・前プラン基準値（平成29年度）の2,421人から目標値（令和5年度）の4,200人を既に達成しており、今後更なる増加に取り組みます。

●障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験

目標	基準値	目標値
	令和 5 年度	令和 9 年度
障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験	34.8%	20.0%

※基準値は福祉に関するアンケート調査結果より算出（令和 5 年 10 月実施）

- ・前プラン基準値（平成 29 年度）の 35.5%から目標値（令和 5 年度）の 25.0%を達成していないことから、障害者差別解消法の周知や障がいへの理解促進に取り組みます。

基本目標 2 質の高い地域生活の実現

障がいのある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で支える体制づくりに取り組みます。

<成果目標>

●熊本市障がい者相談支援センターの利用者数

目標	基準値	目標値
	令和 4 年度	令和 9 年度
熊本市障がい者相談支援センターの利用者数（単年度の延べ人数）	25,329 人	29,500 人

- ・前プラン基準値（平成 29 年度）の 22,925 人から目標値（令和 5 年度）の 24,500 人／年を達成しており、今後も地域や関係機関等からの相談増を予想し取り組みます。

●障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援や相談の体制が整っていると思う割合

目標	基準値	目標値
	令和 5 年度	令和 9 年度
障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援や相談の体制が整っていると思う割合	38.4%	52.0%

※基準値は福祉に関するアンケート調査結果より算出（令和 5 年 10 月実施）

- ・福祉に関するアンケート調査結果に基づいて、障がいのある人が地域で安心して暮らせるための支援や相談体制の充実を図っていきます。

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

障がいのある人の自立や社会参加を推進するために、障がいの特性や適性に応じてその能力を発揮できる社会環境の整備に取り組みます。

障がいのある人が就労できる場を確保し、長く働くことができる環境を整えていくとともに、障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。

<成果目標>

- 熊本市障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障がいのある人の数

目標	基準値	目標値
	令和4年度	令和9年度
熊本市障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障がいのある人の数（単年度）	238人	446人

- ・令和4年度の一般就労につながった実績に基づいて、今後民間企業に対する雇用勧奨や職場開拓の充実を図っていきます。

- 市主催の手話講座の受講者数

目標	基準値	目標値
	令和4年度	令和9年度
市主催の手話講座の受講者数（延べ人数の累計）	539人	3,500人

- ・令和4年度の実績に基づいて、今後市内の公設公民館等において手話講座を開催し、受講者の更なる増加に取り組みます。

基本目標4 安心・安全な生活環境の整備

障がいのある人が日常生活において地域で安心して暮らすことに加え、災害発生時においても障がい特性に配慮した支援や安全の確保、防犯対策を推進します。

また、防災対策の推進を図り、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組む。

＜成果目標＞

●熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合

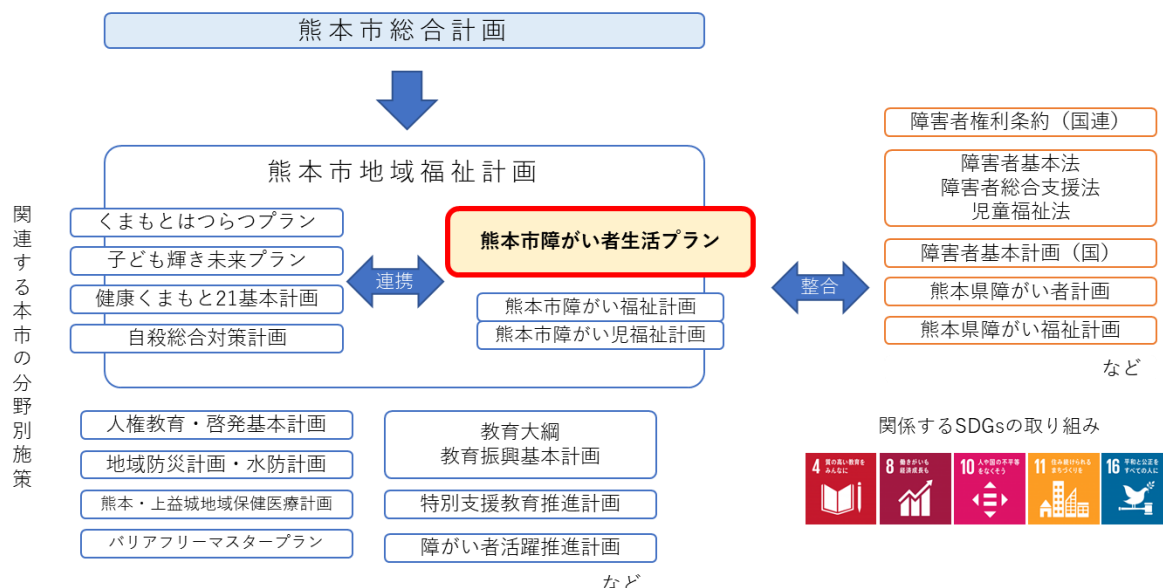
目標	基準値	目標値
	令和5年度	令和9年度
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	34.1%	55.0%

※基準値は福祉に関するアンケート調査結果より算出（令和5年〔2023年〕10月実施）

- ・前プラン基準値（平成29年度）の35.0%から目標値（令和5年度）の50.0%を達成していないことから、防災対策やバリアフリーの推進に取り組みます。

4 計画の位置づけ

熊本市障がい者生活プランは、障害者基本法第11条に規定された市町村障害者計画であり、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた計画です。国の第5次障害者基本計画や県の第6期障がい者計画、下記のとおり総合計画や本市の関連する計画と整合性を図ります。



5 計画期間

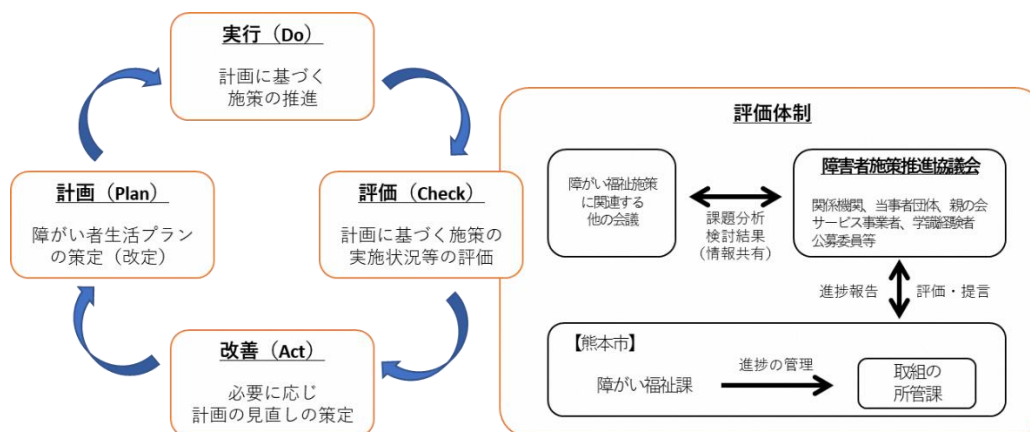
熊本市障がい者生活プランは、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)までの4年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化や熊本市第8次総合計画の改定などにより見直しが必要な場合は適時見直しを行います。

		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
市	第7期総合計画 (H28～R5:8年)				第8期総合計画 (R6～R13)※R9年度に見直し							
	障がい者生活プラン (R1～R5:5年)				障がい者生活プラン (R6～R9:4年)							
	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (R3～R5:3年)				第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (R6～R8:3年)							
国	第4次障害者基本 計画(5年)			第5次障害者基本計画 (5年)								
県	第6期熊本県障がい者計画 (6年)											

6 計画の進行管理

熊本市障がい者生活プランで定めた事項については、国や県の施策の動向等も注視しながら、進捗状況の評価を行います。施策の実績や達成状況等については、熊本市障害者施策推進協議会等に報告し毎年検証することで、プランの効果的な推進を図ります。

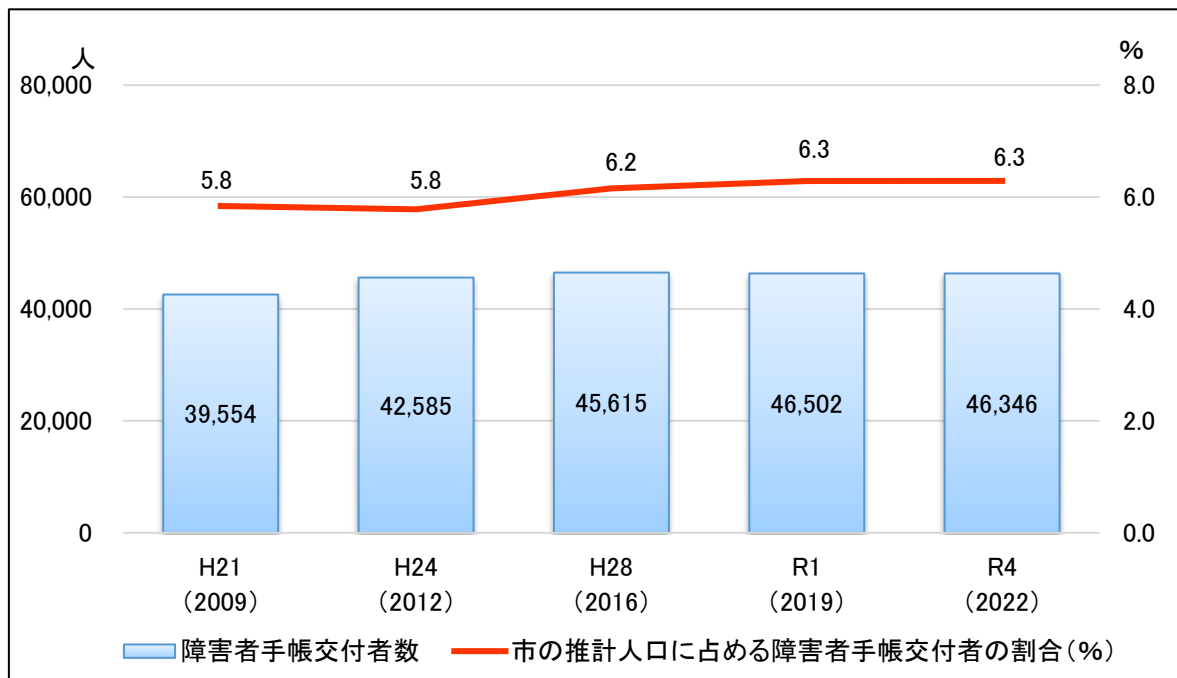
なお、必要があると認めるときには、プランの変更や事業の見直し等の措置を講じるなど、PDCA サイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいきます。



第2章 熊本市の現状

本市における人口がやや減少している中で、障がい者手帳所持者数はほぼ横ばいであり、市民の6.4%（約16人に1人）が手帳を所持している状況です。また、身体の手帳所持者数は減少傾向、療育と精神の手帳所持者数はやや増加傾向にあります。

1 障害者手帳の所持者数

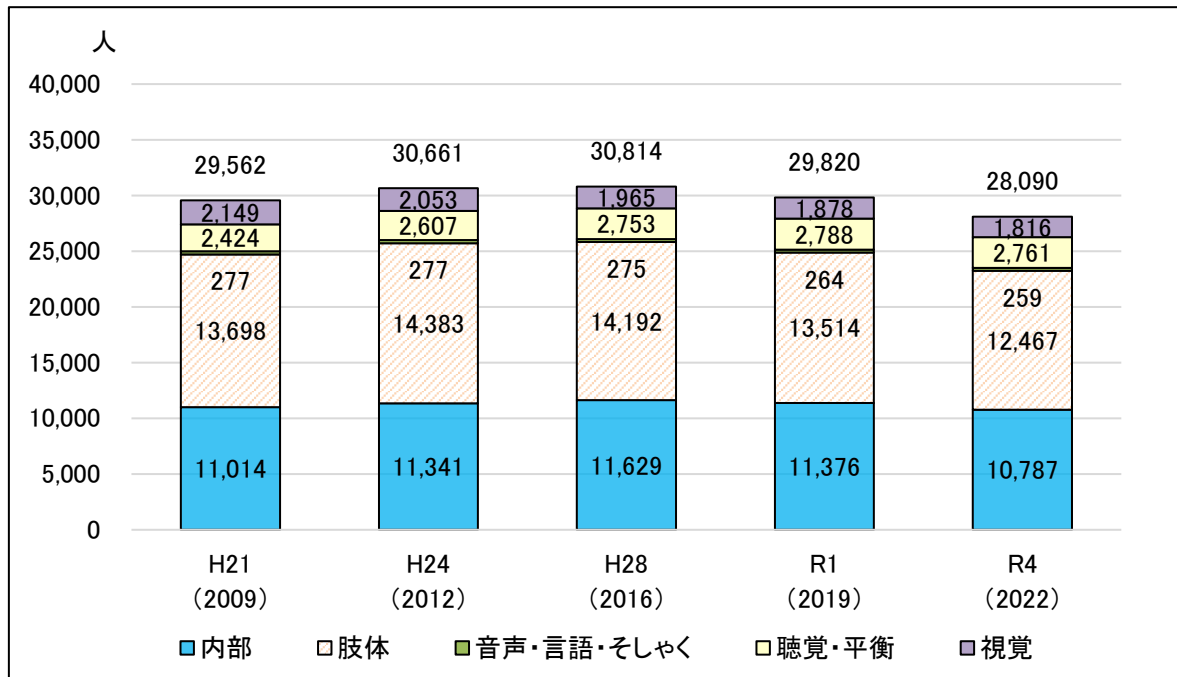


単位：人

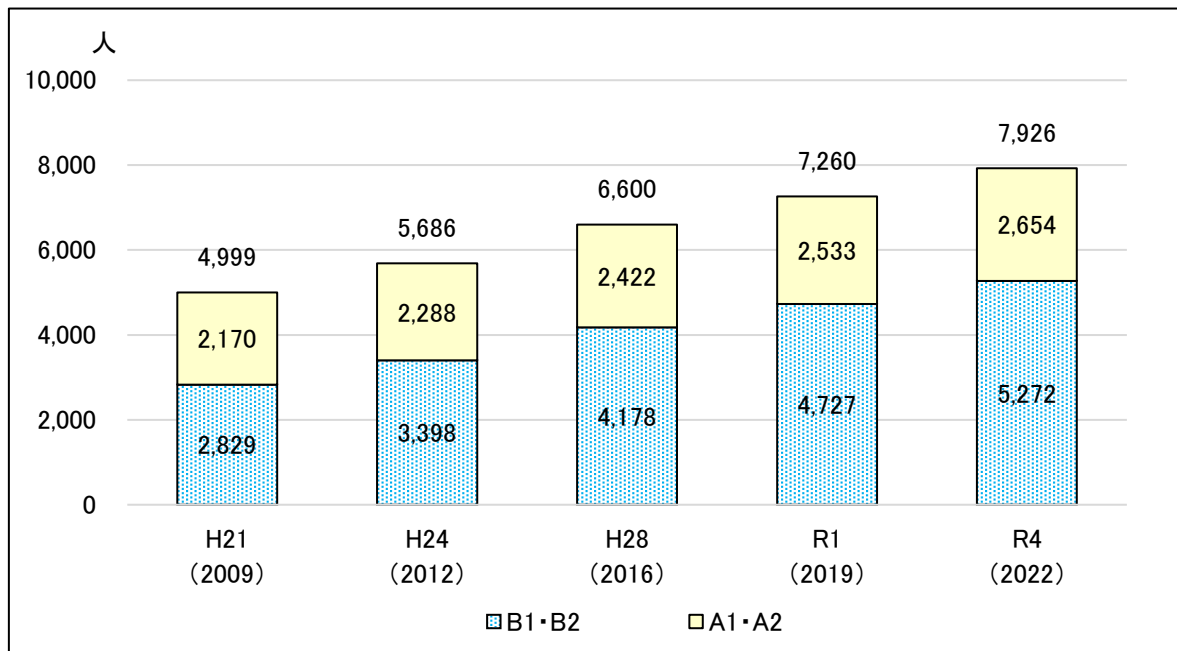
年度	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
身体障害者手帳	29,562	30,661	30,814	29,820	28,090
療育手帳	4,999	5,686	6,600	7,260	7,926
精神障害者保健福祉手帳	4,993	6,238	8,201	9,422	10,330
合計	39,554	42,585	45,615	46,502	46,346

※各年度末時点

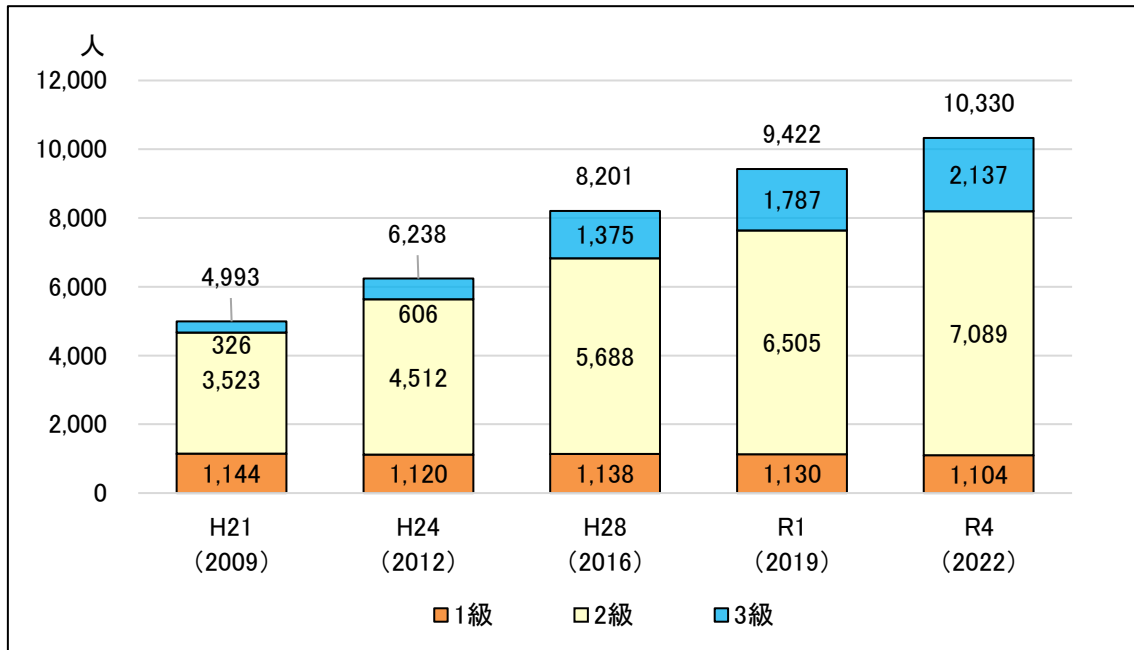
2 身体障害者手帳所持者数



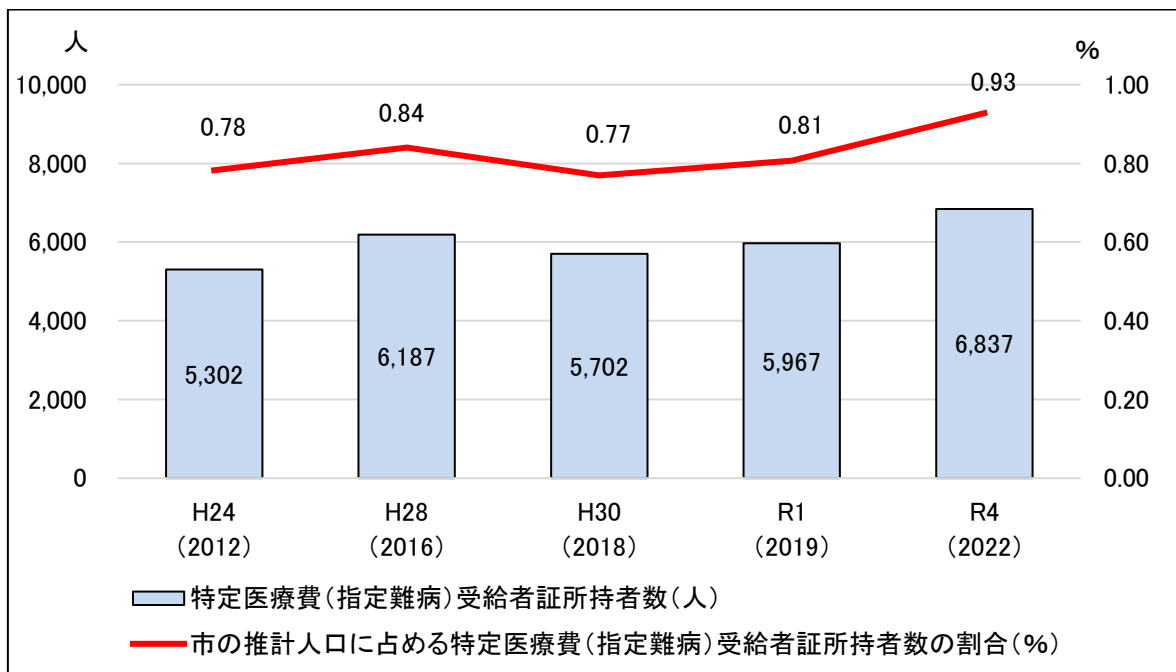
3 療育手帳所持者数



4 精神障害者保健福祉手帳所持者数



5 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数



＜障害福祉施策に関する法律等＞

- 令和２年４月 ●「障害者雇用促進法」の一部改正（施行）
障害者の活躍の場の拡大、障害者の活躍の場の拡大に関する措置 等
- 令和２年１２月 ●「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」の制定（施行）
電話リレーサービスに関する交付金制度の創設 等
- 令和３年４月 ●「バリアフリー法」の一部改正（施行）
市町村等による心のバリアフリーを推進、駐車場施設の適正利用 等
- 令和３年５月 ●「災害対策基本法」の一部改正（施行）
個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等
- 令和３年９月 ●「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定（施行）
医療的ケア児の日常生活や社会生活を社会全体で支援、・個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等
- 令和４年５月 ●「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定（施行）
障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする、日常生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする 等
- 令和６年４月 ●「障害者差別解消法」の一部改正（施行）
事業者における合理的配慮の提供の義務化 等
- 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「精神保健福祉法」及び「難病法」の一部改正（施行）
障害者等の地域生活の支援体制の充実 等
- 「障害者雇用促進法」の一部改正（施行）
障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 等

第2編 分野別施策

基本目標1 障がいへの理解啓発と権利擁護

- 施策1 障がいのある人に対する理解促進・啓発
- 施策2 差別の解消及び権利擁護の推進

基本目標2 質の高い地域生活の実現

- 施策1 利用者本位の地域生活支援
- 施策2 障がい児支援の充実
- 施策3 保健と医療サービスの適切な提供

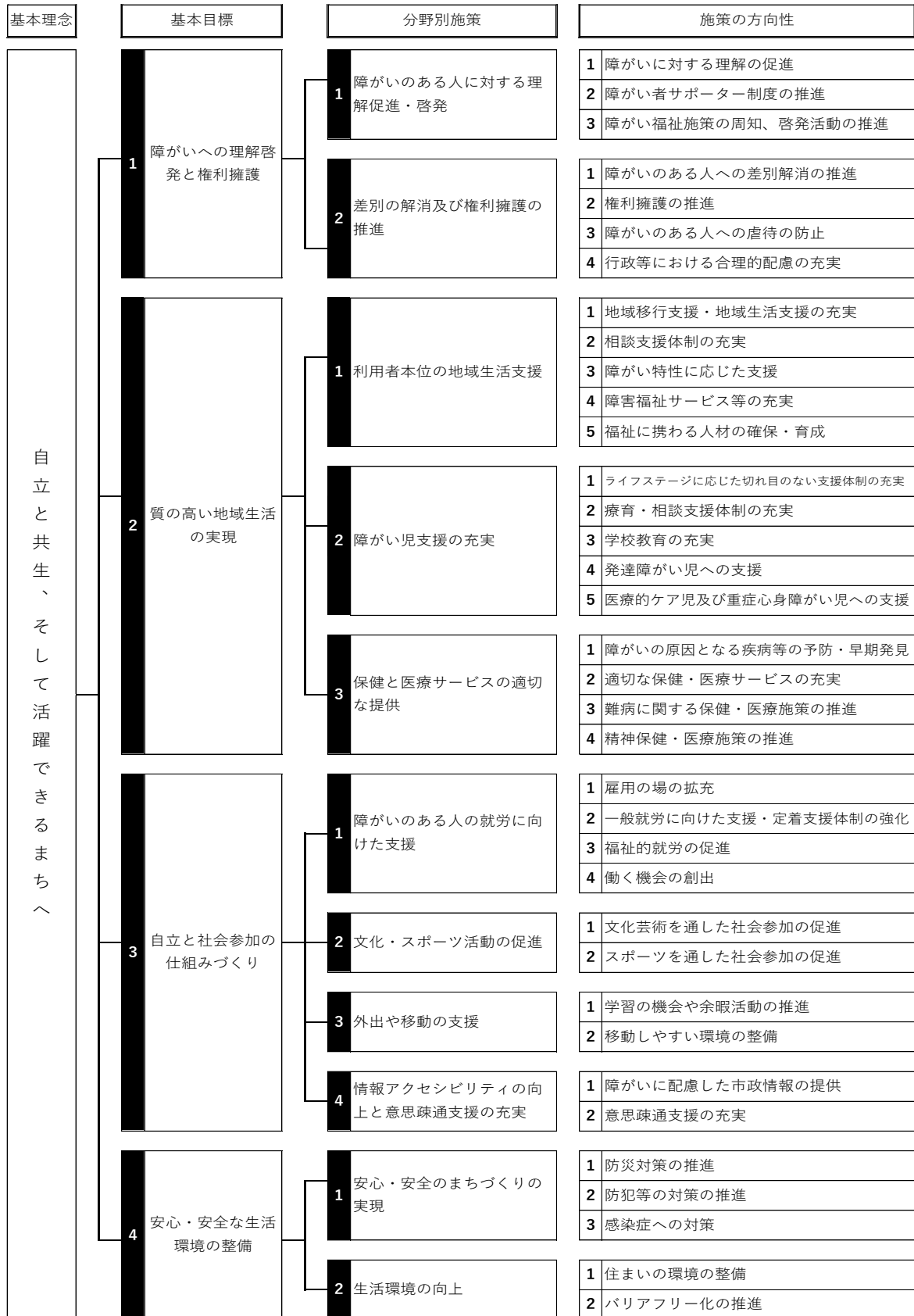
基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

- 施策1 障がいのある人の就労に向けた支援
- 施策2 文化・スポーツ活動の促進
- 施策3 外出や移動の支援
- 施策4 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

基本目標4 安心・安全な生活環境の整備

- 施策1 安心・安全のまちづくりの実現
- 施策2 生活環境の向上

<施策の体系図>



基本目標 1 障がいへの理解啓発と権利擁護

1 障がいのある人に対する理解促進・啓発



<現状と課題>

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいや障がいのある人についての正しい知識と、理解啓発を推進する必要があります。しかし、熊本市が実施した調査では、差別を受けたり、嫌な思いをした経験があると回答した方が多くおり、市民の理解促進をさらに進めていかなければなりません。

これらを解決するために、本市では障がいへの理解啓発を行う取組として、障がい者サポーター制度を推進しており、職場、地域等の身近な場所で、また学校などでこどもの頃から、障がいに対する理解が深まるような様々な取組を進める必要があります。

■施策の方向性

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 障がい者サポーター制度の推進
- (3) 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進

■具体的な取組

1-(1) 障がいに対する理解の促進

① 様々な媒体を用いた理解促進

- ・障がいに対する理解を深めるため、市の広報媒体（市政だよりやホームページ、SNS など）や新聞・ラジオ・テレビ等の情報メディアを活用し、障がいに対する理解を深める啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。
- ・市民向けの障がいに関するリーフレット等を作成し、情報発信を行います。

② 各種イベントによる理解促進

- ・「障害者週間」などの様々なイベントや講演会の開催を通じて市民の障がいへの関心を高め、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

③ 共に学ぶ教育の推進

- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいに対する正しい理解と共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図ります。
- ・こどもの頃から障がいのある人に対する理解が深まるよう、様々な活動や体験の機会を通じて、学校での福祉教育の充実を図ります。

④ ヘルプマークやヘルプカードの普及

- ・ヘルプマーク※や、災害時などのいざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見からわかりづらい障がいのある人への理解促進を図ります。
- ・その他の障がいのある人に関するマークの普及啓発を行い、障がいについての理解を促します。

※ヘルプマーク（カード）…内部障がいや難病等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることを目的としたマーク（カード）。

<熊本市のヘルプカード>

表面			
【私が手伝ってほしいこと】 ・聴覚障がいがあるので、会話は筆談をお願いします ・災害時など緊急時は、周囲の状況を教えてください カードの持ち主が困っているときや緊急のときは カードの内側を見てください。 		あなたの支援が必要です。 ヘルプカード  熊本市 熊本市障がい者サポーター シンボルマーク 	

中面			
ふりがな	くまもと じょうたろう		
名前	熊本 城太郎		
生年月日	平成8年 8 月 8 日	血液型	A型
住所	熊本市中央区手取本町●-●		
緊急連絡先	名前(続柄等): 熊本 はな (母) 電話番号: 090-●●●●-●●●●		
※必要な項目のみ記入してください			
障がいや病気について	聴覚障がい		
飲んでいる薬アレルギー等	●●●● 朝・夕と食後に内服		
かかりつけ医療機関	名称	□□□□病院	
	電話番号	096-△△△-□□□□	
災害時の避難場所	●●●●小学校		

⑤様々な障がいについての理解

ア 精神障がいについての理解促進

- ・精神障がいについての偏見や差別をなくするため、精神福祉保健普及運動やピアサポーターの活動を通じて精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。

イ 発達障がいについての理解促進

- ・小学校や中学校において、特別支援教育や発達に関わる相談窓口について記載したリーフレットを配布し、発達障がいについての正しい理解の促進に努めます。
- ・講演会や研修事業を行い、発達障がいの特性理解や配慮方法を周知啓発していきます。

ウ 難病についての理解促進

- ・熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会やシンポジウムを開催するほか、当事者会と連携した研修会を実施するなど、難病に関する正しい理解の促進に努めます。

1-(2) 障がい者サポーター制度の推進

① 障がい者サポーター研修（出前講座）の開催

- ・障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、様々な障がいの特性やその配慮方法について知る機会を提供し、障がいのある人への支援につなげることができるように障がい者サポーターを増やしていきます。

② 障がい者サポーターワークショップの開催

- ・障がい者サポーターワークショップを開催し、障がいのある人との交流や疑似体験を行って障がいについて学ぶ機会を作ります。

③ 障がい者施設商品販売会の開催

- ・障がい者施設で作られている商品を販売するイベントを開催し、販売や商品を通じた交流により市民への理解促進を図ります。

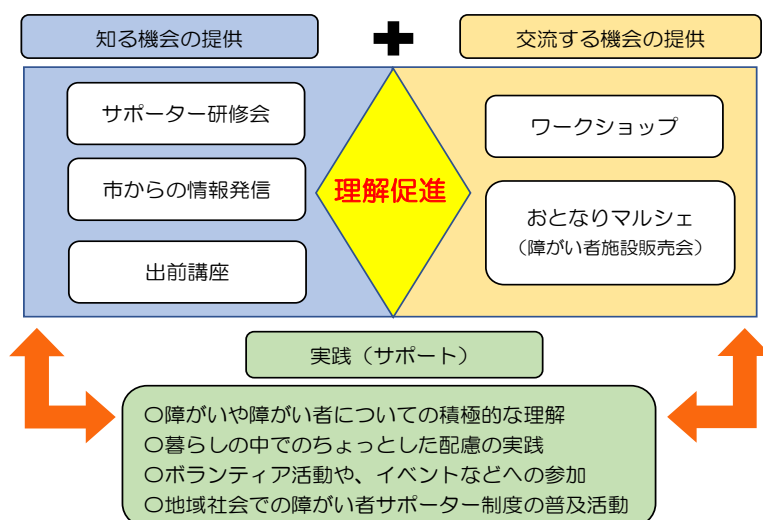
④ 障がい者サポート・企業団体の認定

- ・障がい福祉に関する取組を積極的に行っている企業や団体を「障がい者サポート企業・団体」として認定し、その取組を通して、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識の向上を図ります。

⑤ ボランティア活動の啓発・支援

- ・市民活動支援センター・あいぽーとにおいて、障がい福祉に関する様々なボランティア情報の収集及び効果的な情報提供に取り組みます。
- ・障がい者サポーター研修を通じて、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。
- ・養成にあたってはボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。
- ・障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行うほか、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会の提供に取り組みます。

<熊本市障がい者サポーター制度イメージ>



<熊本市障がい者サポーター制度シンボルマーク>

【作品に込めた想い】 ※お母さんのコメント

絵を描いた息子の準太は、自閉症という障がいをもっています。感覚過敏の特性があり、親の私とも手をつなぐことができません。でも、この絵の動物たちは手をつないでいます。くっつきすぎず、離れすぎずの微妙な距離感。この絵を見たとき、「本当はこうやって手をつないでみたいのかな？」「ちょっと手を貸してもらいたいのかな？」と彼の心のなかを色々と想像しました。

ちょっと手を差し伸べてもらうだけで広がる彼らの世界に、たくさんの人がつながって理解が広がりますように。



作者：前田準太さん
(当時 12 歳)

1-(3) 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進

① 障がい福祉施策の広報・啓発活動

- ・障がい福祉施策を幅広い市民の理解を得ながら進めていくため、様々な手段を活用した市民にわかりやすい広報・啓発活動を行います。

② 障害者週間における広報・啓発活動

- ・障害者週間においては、各種行事の開催とあわせて広報の機会を増やす等、市民の障がい福祉施策への関心を高める機会の提供を行います。

③ 地域に対する広報・啓発活動

- ・地域の障がいへの理解が深まるように、障がい者相談支援センターと協力して地域向けの障がい者サポーター研修（出前講座）などに取り組みます。
- ・地域支援の拠点施設であるまちづくりセンターと連携して障がいへの理解が広がる取組を進めます。

<障がい者施設商品販売会（おとなりマルシェ）>

障がいのある方と直接ふれあい、障がい者施設で作られた商品を手にとっていただこうと、障がい者施設商品販売会「つくる・つながる・ひろがる おとなりマルシェ」を平成 28 年度から中心市街地やショッピングモール等で定期的を開催しています。

障がいのある方がつくる商品で、人と人がつながることで、障がいへの理解がひろがることを目指しています。

障がいのある方が心を込めて作られた魅力ある商品や季節に応じた商品がたくさん並んでいます。



2 差別の解消及び権利擁護の推進



<現状と課題>

障害者差別解消法では、行政機関等及び民間事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人から意思表示があった場合に合理的配慮の提供を求めることなどを通じて、共生社会を実現することを目指しています。令和6年（2024年）4月に施行される改正障害者差別解消法では、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることになりました。

それに伴って、引き続き差別を受けた際の相談窓口の周知や、市の職員や民間事業者に対する研修の実施により、障がいを理由とする差別の解消をさらに進めていく必要があります。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適正な運用を通じて障がいのある人に対する虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・通報体制をさらに充実させ、関係機関との連携による適切な支援を行うなど、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進していきます。

■ 施策の方向性

- （１）障がいのある人への差別解消の推進
- （２）権利擁護の推進
- （３）障がいのある人への虐待の防止
- （４）行政における合理的配慮の充実

■ 具体的な取組

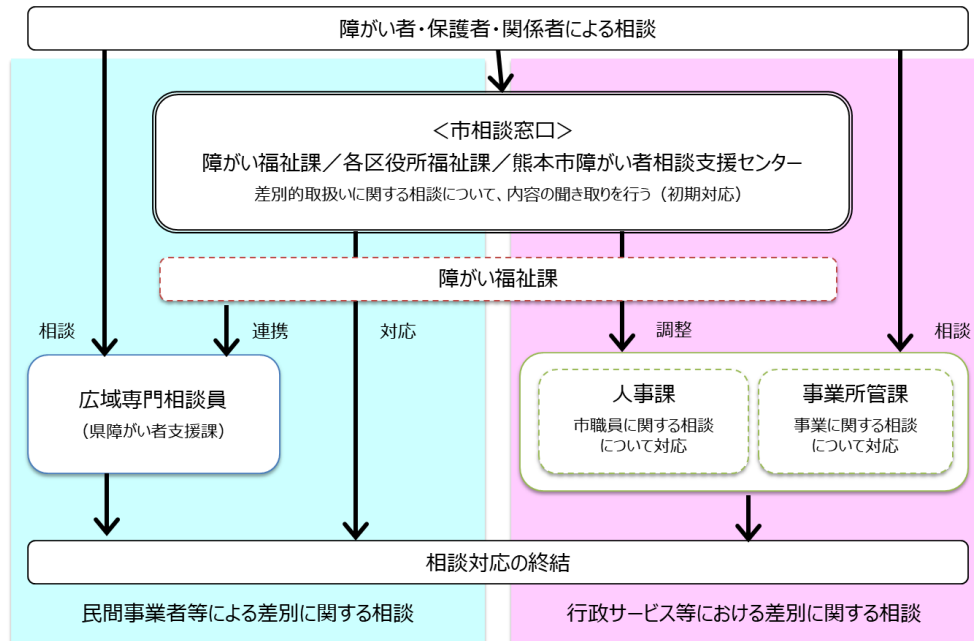
2-(1) 障がいのある人への差別解消の推進

① 障害者差別解消法の広報・啓発

- ・障がい者サポーター研修や啓発イベントのほか、イラスト入りのリーフレット等を活用して障害者差別解消法についてわかりやすく周知し、市民や民間事業者の理解促進に努めます。

② 差別解消のための取組

- ・ 差別的取扱いに関する相談窓口を周知し、障がい者を理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供に関する推進に取り組みます。
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行い、ます。相談・対応事例を蓄積し関係機関等で共有することで、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。



2-(2) 権利擁護の推進

① 権利擁護に関する啓発

- ・ 障がいのある人の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、障害者基本法や障害者権利条約等の障がい者関係法令の周知を図るほか、各種相談窓口の紹介など、権利擁護に関する広報・啓発に努めます。

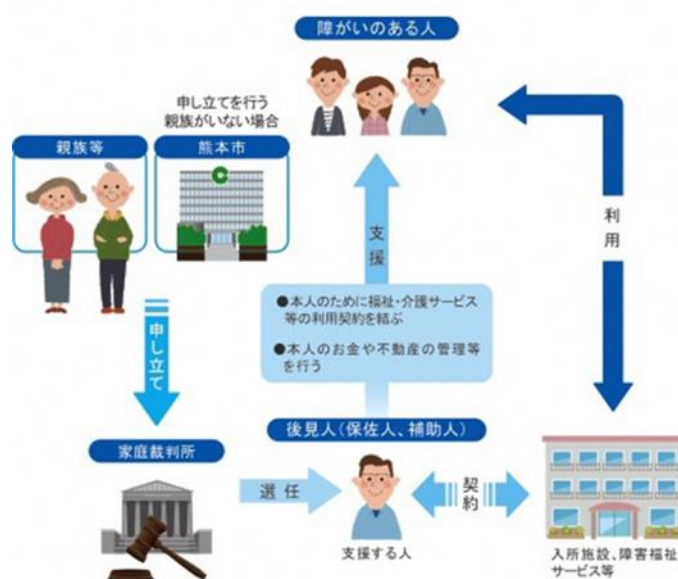
② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

- ・ 判断能力が充分でない障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知・普及を図ります。

③ 成年後見制度等の利用促進

- ・障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度利用支援が必要な方の申立手続きを行います。
- ・熊本市成年後見支援センターと連携を図り、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取り組み、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援体制の強化を図ります。

<成年後見制度イメージ>



2-(3) 障がいのある人への虐待の防止

① 虐待防止に関する取組

- ・障害者虐待防止法に係る虐待防止や虐待発見者通報義務等の周知・啓発に努めます。
- ・熊本市障害者虐待防止センターを窓口として、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受付や、虐待に関する啓発活動、障害福祉サービスを実施する事業者に対しては指導の強化を行い、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。
- ・熊本市障がい者虐待防止連絡会議において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。

2-(4) 行政における合理的配慮の充実

① 職員等への啓発・資質の向上

- ・福祉疑似体験などを含んだ職員研修や障がい者サポーター研修を通して、障がいのある人と直接交流することにより、正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。

② 行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（職員対応要領）に関する研修・周知を行います。
- ・障がいのある人に対し、職員による障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、窓口その他の行政サービスにおいて配慮するほか、以下の点についても障がいのある人への配慮の徹底に努めます。

ア 催事における合理的配慮

- ・障がいのある人が参加する催事においては、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

イ 選挙における合理的配慮

- ・選挙人が自ら投票所に足を運び投票できるよう可能な限りバリアフリーの施設を選定し、点字の候補者名簿、点字器、車椅子用記載台を設置するなど投票環境を整備し、代理投票等の案内を行います。
- ・投票所に選挙コミュニケーション支援ボードを用意し、障がいのある人への配慮を行います。

ウ 職員採用時の合理的配慮

- ・市職員採用試験の際は、障がいのある人に配慮した対応に努めます。また、採用後は職場環境の改善や職員の理解啓発により、働きやすい環境整備を行います。

※合理的配慮…障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること

基本目標 2 質の高い地域生活の実現

1 利用者本位の地域生活支援



<現状と課題>

障がいのある人のニーズの多様化に伴い、利用者本位の考え方に立ち、個々のケースに応じた専門的かつ継続性のある支援が求められています。

相談支援体制の充実や福祉に携わる人材の育成により、サービス提供体制をさらに充実させ、医療的ケアを必要としている障がいのある人や、重度の障がいのある人、発達障がいのある人など、様々な支援を必要とする人が幼少期から高齢期までライフステージに応じた切れ目のない支援を受け、安心して地域で暮らすことができるよう環境整備に努める必要があります。

併せて、障がいのある人の強みや力を理解し活用することにより、障がいのある人の望む地域生活を実現していくとともに、地域生活を支える家族の支援にも取り組みます。

■施策の方向性

- (1) 地域移行支援・地域生活支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 障がい特性に応じた支援
- (4) 障害福祉サービス等の充実
- (5) 福祉に携わる人材の確保・育成

■具体的な取組

1-(1) 地域移行支援・地域生活支援の充実

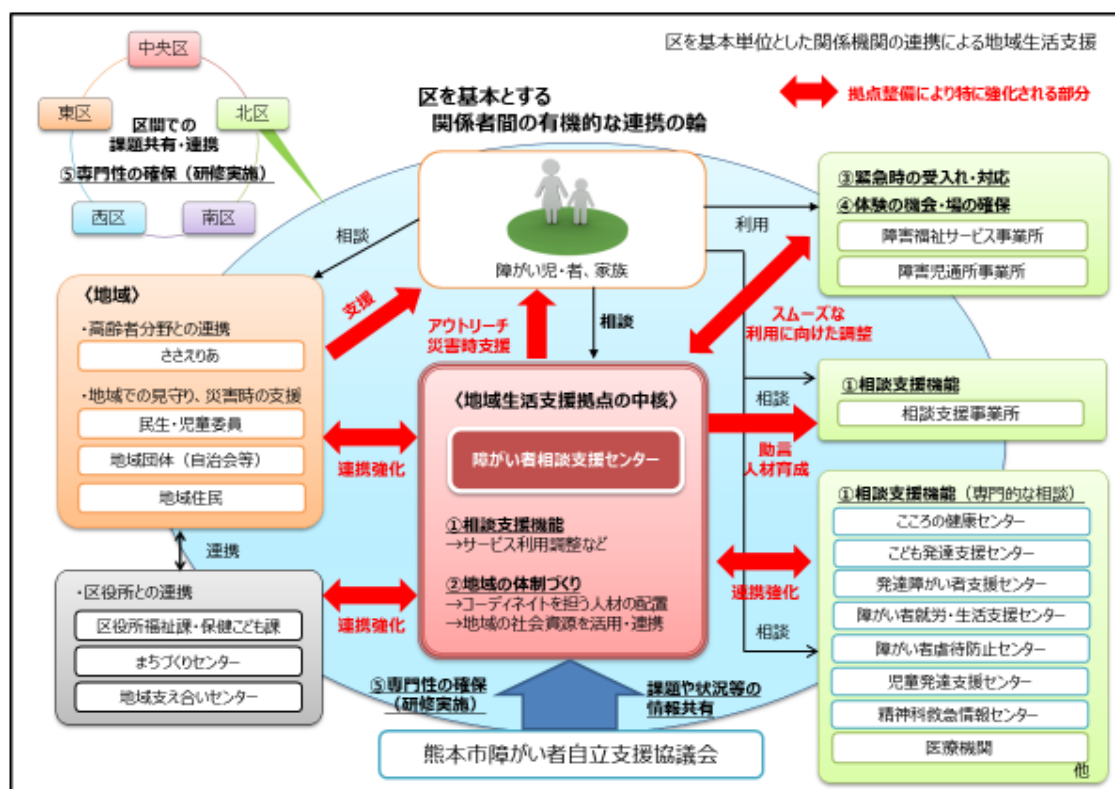
① 施設等からの地域生活への移行支援

- ・障がいのある人が入所施設等から地域生活へ円滑に移行し、安心した地域生活を継続して送ることができるよう、相談支援や障害福祉サービス等の充実を図ります。

②地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親なき後も見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源を活用した居住支援の機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に取り組みます。

＜熊本市の地域生活支援拠点等整備のイメージ＞



② グループホームの整備の促進

- 障がいのある人が地域で安心して自立した生活が送れるように、利用者のニーズをふまえて計画的にグループホームの整備を促進します。

1-(2) 相談支援体制の充実

① 相談支援事業の充実

- 障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者自立支援協議会相談支援部会において、相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図ります。

② 障がい者相談支援センターの充実

- ・障がいのある人やその家族等からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障がい者相談支援センターにおいて、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースへの対応を行います。
- ・地域支援員を配置して、地域の関係機関や福祉関係者とのネットワークの構築、理解促進に関する取組を行います。
- ・障がい者相談支援センターを中心とした区ごとの障がい福祉ネットワーク会議を開催し、円滑な連絡協力体制を確立し、相談支援の充実につなげます。

③ 家族に対する支援

- ・乳幼児期から成人期、親なき後まで、家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談支援を充実させるとともに、家族の負担を軽減するための支援の充実を図ります。

④ 身体・知的障がい者相談員の設置

- ・障がいのある人の生活全般や福祉サービス利用などについての相談支援を行います。

⑤ 民生委員・児童委員の養成

- ・地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。

1-(3) 障がい特性に応じた支援

① 発達障がい者に対する支援

- ・発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。

② 難病患者に対する支援

- ・熊本県難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の日常生活や就労についての相談、医療講演会や患者・家族交流会の開催など、必要な情報の提供や支援を行います。

③ 障がいのある高齢者に対する支援

- ・障がいのある高齢者が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター（通称 高齢者支援センターささえりあ）※等の関係機関との連携に努め、介護保険サービスへの円滑な移行を目指し

ます。

※地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）…高齢者の健康づくりや介護予防、生活に関する相談を受け付けている地域に密着した相談支援窓口として市内 27 箇所に設置しています。

④ 家族会・当事者会の活動支援

- ・障がいのある人やその家族が当事者の視点に立った相談支援を行うことで、より当事者の課題を解決できるよう各家族会・当事者会と連携し、その活動の支援を図ります。

⑤ 関係機関・団体との連携による支援体制の充実

- ・支援機関や関係機関・団体、有識者などで構成する各種協議会を設置し、本市の現状や、各機関における課題や情報を共有したうえで、本市の支援の方向性等を協議し、障がいのある人の支援体制の充実に努めます。

1-(4) 障害福祉サービス等の充実

① 障害福祉サービス等の円滑な提供

- ・障がいのある人が地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供基盤の充実に努め、障がいの特性に配慮した適切な提供に努めます。
- ・熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、特に推進が必要な障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助について計画的に進めます。

② 障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上

- ・障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。
- ・障害福祉サービス等の質の平準化に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。

③ 障害福祉サービス事業所による障害福祉サービスの質の向上

- ・障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。
- ・障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表を促進します。

- ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて必要なサービス事業所を選択できるように努めます。
- ・障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの質の向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。

1-(5) 福祉に携わる人材の確保・育成

①社会参加等を支援する人材の育成

- ・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員や点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を行います。

②福祉に携わる職員の資質の向上

- ・障害福祉サービス事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。
- ・熊本県難病相談・支援センターにおいて、保健・医療・福祉サービスの実施機関の職員等に対する各種研修会、難病患者の在宅療養支援のための講座等を実施します。

③福祉に携わる職員の処遇改善等

- ・障害福祉サービス事業所等の職員が安心して働きつづけられるよう、実地指導や集団指導を通じて、事業者等に対して職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組を促し、従事者の離職防止・定着を図ります。

④介護分野の人材不足への対応

- ・訪問介護分野の人材不足は喫緊の課題であるため、介護職員初任者研修を通じて人材の育成と確保を行います。
- ・介護の仕事の魅力向上を図るために、関係機関と連携し、説明会やイベント、就職面談会等を開催することで魅力ややりがいを発信します。
- ・事業所においてICTの活用や介護ロボットの導入が進み、介護職員の負担軽減や業務改善につながるよう、働きやすい職場環境づくりを支援します。

2 障がい児支援の充実



<現状と課題>

支援を必要とする障がいのあるこどもの状態やニーズが多様化する中、こどもの成長に伴い関わる関係機関が移行していきます。療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携のもと、障がいのあるこどもに対する切れ目のない支援と周囲の環境づくりが求められています。特別な支援を必要とするこどもが、障がいの種別や程度に関わらず必要な支援を受けながら住み慣れた地域や学校で過ごせるような環境整備を進めるため、相談支援や教育・療育体制の充実のほか、共に学ぶこども達や教職員等への理解促進に取り組みます。

また、令和3年（2021年）に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現を目指す必要があります。

さらに、障がいのあるこども本人に対する支援のほか、家族に対する精神的なフォローを行うなど、乳幼児期から成人期までの関係機関が連携した切れ目のない支援体制をより充実させていく必要があります。

■施策の方向性

- （１）ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実
- （２）療育・相談支援体制の充実
- （３）学校教育の充実
- （４）発達障がい児への支援
- （５）医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

■具体的な取組

2-(1) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実

①障がい児保育の充実

- ・地域の保育所等において、障がいのあるこどもの受入れを促進します。
- ・受入れにあたっては、個々の発達状態や障がいの程度に応じて必要な保育が提供できるよう、医療・福祉関係機関と連携し、専門機関が有する知識・技術を活かした障がい児保育に関する研修を実施するとともに、保育所等への訪問指導等を行うことにより、保育士のスキルアップを図ります。

②就学・進学における支援

- ・就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行っていくため、医療・保育・福祉の関係機関が連携して保護者、こども及び教育関係者の相談に応じます。
- ・教育相談室とこども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。さらに特別な支援が必要なこどもや希望するすべての保護者を対象に、就学説明会を各区で実施し、情報提供の充実を図ります。
- ・支援を要するこどもに必要な支援内容や方法については、個別の教育支援計画の追記や移行支援シートを活用して就学先や進学先に引き継ぐことにより、新たなライフステージへのスムーズな移行を目指します。

③成人期への移行支援

- ・学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。
- ・ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行います。

④家族に対する支援

- ・保護者がこどもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、保護者支援を行います。
- ・子育ての難しさを感じる保護者が、こどもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者がこどもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。
- ・家族の介護負担の軽減を図るため、短期入所、日中一時支援事業など家族に対する支援の充実に努めます。

2-(2) 療育・相談支援体制の充実

①早期療育の充実

- ・乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に課題があるこどもを早期に発見し、こどもの健やかな成長と自立した生活の実現のために、こどもとその家族に適切な療育や支援を行います。
- ・市立幼稚園では、集団生活の中で困りごとや就学に向けて学校生活や学習面に不安を持つこどもを対象に通級指導教室（あゆみの教室、ことばの教室）を設置し、保護者や関係機関等と連携を図りながら指導及び相談・助言を行います。
- ・児童発達支援ルームでは、発達に課題があるこどもとその保護者を対象に、療育活動や相談・助言の実施などの親子療育を行います。

②地域療育体制の整備

- ・障がいや障がいの疑いのあるこども及びその保護者に対して、地域で療育に関する相談や指導等が受けられるよう、障害児等療育支援事業を活用し、在宅支援を充実していきます。
- ・関係課が連携して、支援のための地域の関係機関のネットワーク化を推進します。
- ・障がいのあるこどもに対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。

③障がい児支援に関するサービスの充実

- ・障がいのあるこどもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。
- ・重度の障がい等の状態にあり障害児通所支援を利用することが難しい障がい児に対しては、居宅訪問型児童発達支援により発達支援を行います。
- ・サービス提供にあたっては、国が策定したガイドラインの活用を推進するなど、各事業所の質の確保及び向上に努めます。

④障がい児支援に携わる職員の質の向上

- ・保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象に、発達支援についての正しい知識と具体的な支援方法についての研修を行い、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、資質の向上を図ります。

⑤児童相談所による相談支援

- ・18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談などこどもに関する様々な相談支援を行います。
- ・こどもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向の児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。

⑥こども発達支援センターによる相談支援

- ・障がい又は障がいの疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行います。

⑦児童発達支援センターの機能充実

- ・主に未就学の障がいのあるこどもに対する身近な療育の場として、機能訓練や療育指導などを行うとともに、保護者に対して支援を行います。

- ・児童発達支援センターに機能強化員を配置し、こども発達支援センターと連携し、地域の児童発達支援事業所等へ巡回訪問や研修を実施することにより、療育機能の質の向上を図るとともに、地域の障害児通所支援事業所間のネットワークの構築を図っていきます。

⑧小児慢性特定疾病児童等に対する支援

- ・慢性的な疾病を抱える児童やその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域のニーズ把握や課題分析を行い、個別相談支援や相互交流支援等につなげます。

2-(3) 学校教育の充実

①教職員の専門性の向上

- ・障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター※研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。
 - ・特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室担当教員を対象に、社会の変化に対応した専門的な指導法の研修等を実施し、こどもの状況に応じてきめ細かな指導ができるよう指導力と資質の向上を図ります。
- ※特別支援教育コーディネーター…特別支援教育を推進するにあたり、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う。

②就学支援委員会

- ・就学支援委員会は、本人・保護者に対し、教育的ニーズに応じた適切な学びの場を選択できるように助言を行います。

③校内支援体制の充実

ア 相互理解の推進

- ・障がいのあるこどもとないこどもが共に学びあい相互に理解を深めるため、交流及び共同学習を進めるとともに、通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進します。

イ 校内委員会等の設置

- ・各学校内において、保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、具体的支援の計画・検討など

を行う校内委員会を設置します。

- ・児童生徒の安全確保や学習環境の改善を図るため教員を補助する学級支援員や医療的ケアを行う看護師を適切に配置します。

④施設等環境整備

- ・障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、校舎等の施設・設備の整備充実に努めます。

⑤進路指導の充実

- ・一人ひとりの児童生徒の進路希望を踏まえ、特性に応じた進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。

⑥多様な学びの場の整備

- ・障がいのある児童生徒が居住する身近な地域において適切な教育を受けることができるよう努めます。

- ・個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の整備を行います。

⑦大学修学支援

- ・重度訪問介護の利用者等の大学修学の機会を確保するため、大学側の受入れ体制の整備支援を図ります。

⑧家族に対する支援

ア 放課後児童クラブ（児童育成クラブ）における受入れ

- ・障がいのあるこどもの放課後児童クラブの利用が増えていることから、必要に応じて加配支援員を配置するなどして受入れ環境を整備します。
- ・巡回指導員による助言、支援についてのマニュアル等の活用や研修を通して、クラブ支援員の資質の向上を図ります。

イ 障害児タイムケア事業

- ・障がい児を日常的にケアしている家族のレスパイトケア※及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、障害児タイムケア事業を実施します。

※レスパイトケア…障がいのある人を支える親や家族を一時的に、一定の期間、その介護から解放することにより、日頃の心身の疲れを癒し、休息できるようにすること

2-(4) 発達障がい児への支援

① こども発達支援センターによる支援

- ・障がい又は障がいの疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。

② 発達障がい者支援センターによる支援

- ・発達障がいのあるこども及びその家族等に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行います。
- ・高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- ・研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行います。

2-(5) 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

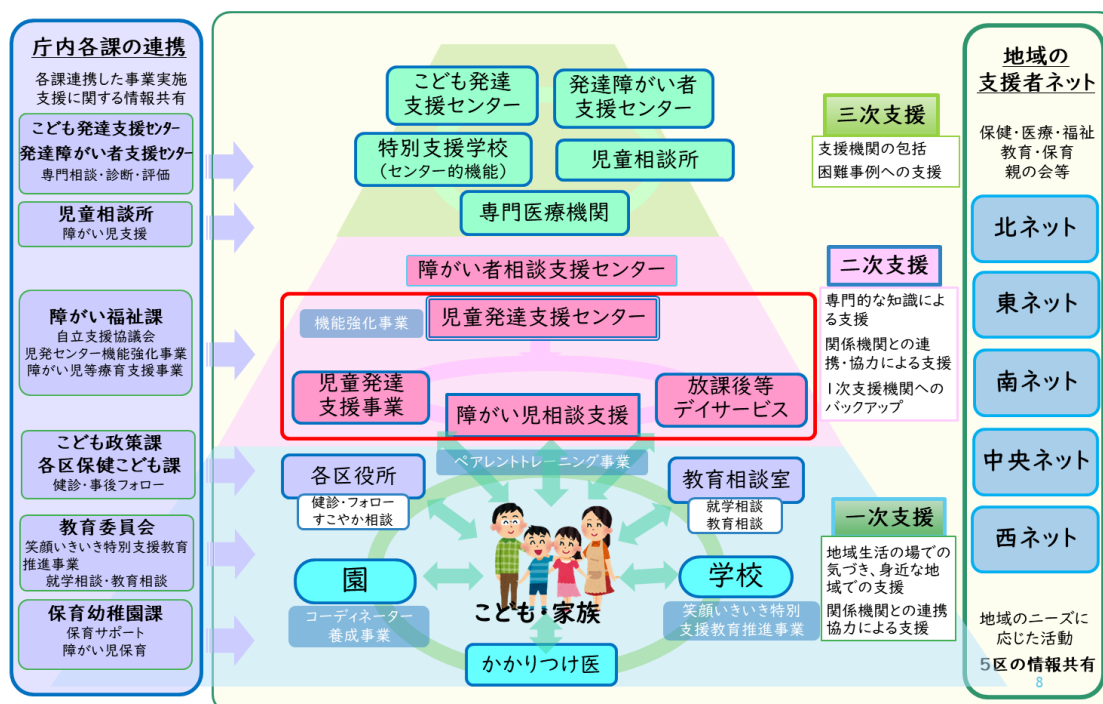
① 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援体制の充実

- ・医療的ケア児及び重症心身障がい児が地域において適切な支援が受けられるように保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取組を推進します。
- ・医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保育所等の受入体制の整備を促進します。
- ・医療的ケア児等の生活システム構築のために障害福祉サービス等とつなぐためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターの養成に取り組みます。

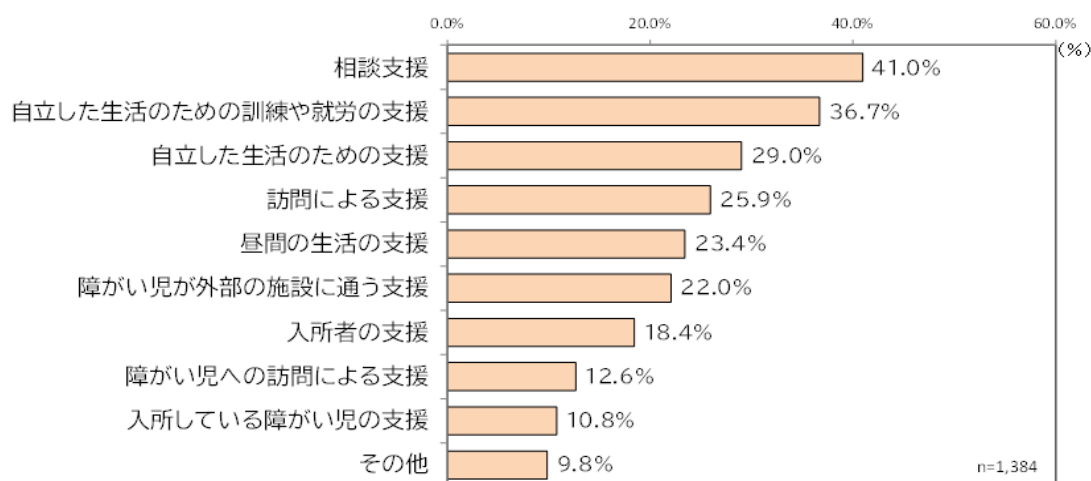
② 家族への支援体制の充実

- ・在宅の医療的ケア児及び重症心身障がい児に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるように、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- ・医療的ケア児及び重症心身障がい児が、自宅中心で地域生活を営んでいくために、医療型の短期入所の整備などレスパイトケアの充実を図ります。

＜熊本市の障がい児療育にかかる支援体制イメージ＞



＜これから充実してほしいと思う障がい福祉サービス＞



※福祉に関するアンケート調査結果（令和5年〔2023年〕10月実施）

3 保健と医療サービスの適切な提供



<現状と課題>

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、疾病・障がいに関する知識の普及・啓発を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実を図っていく必要があります。

特に、難病を患っている人、精神障がいのある人については医療サービスの充実はもちろんのこと、適切な相談体制の充実、保健・医療・福祉の連携強化が必要です。

また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、さらに、入院中の精神障害者の早期退院と入院期間の短縮のため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

■ 施策の方向性

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見
- (2) 適切な保健・医療サービスの充実
- (3) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (4) 精神保健・医療施策の推進

■ 具体的な取組

3-(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

① 疾病の予防

- ・ 育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。
- ・ 障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。

②早期発見・適切な対応

- ・乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。
- ・障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。

3-(2) 適切な保健・医療サービスの充実

① 重症心身障がい児・者等の支援の充実

ア 総合的な支援体制の確保

- ・重症心身障がい児・者等の支援に当たっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。

イ 重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の整備

- ・医療・保健・福祉などにまたがる相談支援を総合的に行うとともに、それぞれのサービスをコーディネートするなど、児から者に至る一貫した、かつライフステージに応じた相談支援体制を整備します。

ウ 療育、リハビリテーション機関の確保、レスパイトケアの充実

- ・NICU 退院後の生活モデルへの移行の視点も含めた指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保策を図ります。

エ 行動障がいのある人に対する支援

- ・在宅の行動障がいのある人の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など行動障がいのある人に対する支援の充実を図ります。

②医療費の助成

- ・障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、小児慢性特定疾病や重度心身障がい者（児）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の医療費助成を行います。

③歯科保健医療の推進

ア 歯科疾患の予防

- ・歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所で障がいのある未就学児等を対象にむし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。
- ・障がい児(者)団体等と連携し、障がいのある人の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。

イ 歯科受診の推進

- ・歯科医療については、障がいのある人が、身近な歯科診療所で安心して診療を受けることができるよう、障がい児(者)口腔ケア事業を実施し、障がい児(者)歯科地域協力医での受診を推進します。

ウ 歯科保健医療体制の充実

- ・熊本県歯科医師会口腔保健センター、熊本市歯科医師会との連携強化を図り、身近な地域で受診可能な歯科保健医療体制を充実します。

④二次障がいの予防

- ・一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。

3-(3) 難病に関する保健・医療施策の推進

① 難病対策の推進

- ・難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問相談、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行うための支援を行います。
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行います。
- ・難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関（者）、指定医療機関、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。
- ・難病に対する相互理解を深めるため、市主催の研修会や講演会、医療相談会等を開催します。

② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援

- ・難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮しながら、適切な利用を支援します。

3-(4) 精神保健・医療施策の推進

①精神科医療機関等との連携の強化

- ・緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がいの状態に応じた適切な医療の提供、さらには、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や相談支援事業所等との連携による支援の充実を図ります。

- ・区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・障がい者相談支援センター等における相談体制の充実に努めます。

②依存症の対策

- ・依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）の理解を深めるための啓発や相談体制の充実、さらには、関係機関とも連携し、回復に向けた支援体制の充実に図ります。

③ひきこもりへの対策

- ・思春期・青年期における社会的ひきこもりへの対策として、熊本市ひきこもり支援センターを核に、思春期・青年期における社会的ひきこもりへ対応するとともに、電話・メール・来所・訪問相談や関係機関と連携し、長期化するひきこもりに対する相談体制の充実に図ります。

④高次脳機能障がいへの対応

- ・高次脳機能障がいの相談があった場合、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、相談対応に努めます。

⑤発達障がいへの対応

- ・発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい者支援センターと連携し、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質の向上を図り、現状の把握とネットワークの構築を行います。

⑥自殺予防への対策

- ・自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、熊本市自殺総合対策計画等を踏まえ、自殺予防週間等における啓発事業の実施、ゲートキーパー養成等の人材育成事業や自死遺族支援、さらには熊本市自殺対策連絡協議会等の実施による関係機関との連携した取組を推進します。

⑦精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 地域生活への移行支援

- ・精神障がいのある人が住み慣れた地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、相談支援体制や障害福祉サービス等の提供基盤を充実させます。

イ 地域移行支援・地域定着支援

- ・入所施設や病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・

地域定着に向けた取組を推進します。

ウ 保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置

- ・精神障がいのある人を地域で支える環境を整備するため、協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討を進めます。

エ ピアサポーターの活動支援

- ・精神障がいのある人が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポートの普及・啓発に努め、フォローアップの研修を行うことで、ピアサポーターの活動を支援します。

オ 当事者交流・活動の支援

- ・精神障がいのある人の相互交流と社会参加を促すために、自主組織の支援や日中活動・交流の場の情報提供を行い、社会復帰への支援に努めます。

カ 家族に対する支援

- ・電話・来所相談、訪問指導等や家族教室を通して、家族への支援を実施します。

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム…精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉サービス・介護、住まい、社会参加（就労）、地域助け合い、教育が包括的に確保された支援・サービス提供体制のこと。

基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり

1 障がいのある人の就労に向けた支援



<現状と課題>

障がいのある人が働くことを通して社会参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりが適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な雇用の場が広がっていくことが大切です。

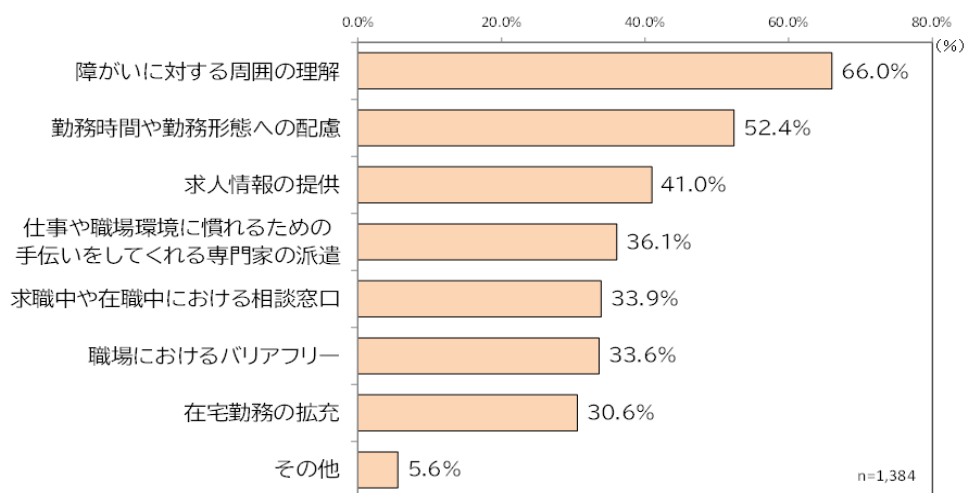
令和4年（2022年）の障害者雇用促進法の改正等に伴って、障がい者の法定雇用率が令和6年（2024年）4月から段階的に引き上げられるとともに、障がい者雇用における算定方法の変更が行われ、障害者雇用の支援策の強化が図られています。

さらに、障がいのある人が安定した就労を進めていくためには、事業主等に対して、様々な障がいへの正しい知識を普及し、働きやすい職場環境を整備することが重要です。

本市では、国と県が設置している障がい者就業・生活支援センターと併設して一体的に企業への定着支援や職場開拓を行う熊本市障がい者就業・生活支援センターを設置し、一般就労を目指す障がいのある人の支援を行う独自の取組を行っています。

一方で、一般就労が困難な人の就労の場の充実を図るため、福祉的就労の場の充実や、工賃水準向上のための取組を引き続き進めていく必要があります。

<障がいのある人が就労をするために必要なこと>



※福祉に関するアンケート調査結果（令和5年〔2023年〕10月実施）

■ 施策の方向性

- (1) 雇用の場の拡充
- (2) 一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化
- (3) 福祉的就労の促進
- (4) 働く機会の創出

■ 具体的な取組

1-(1) 雇用の場の拡充

① 事業主への啓発

- ・熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。
- ・様々な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。
- ・障がい者雇用等を積極的に行っている企業を「障がい者サポート企業・団体」として認定し、その取組を企業に周知することで、障がい者雇用に対する意識の向上を図ります。
- ・障がい者雇用に取り組む企業に対する本市独自の雇用奨励金制度の周知を図って、一般企業への就労を促進します。
- ・障害者雇用促進法の改正における障がい者の法定雇用率の引き上げや雇用支援の強化などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。

② 雇用にあたっての支援

- ・企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成などにより、企業の活動を応援します。
- ・市が行う物品調達や工事・業務委託等について、障がいのある人の雇用促進に努めている企業に対し、業者選定における優遇措置を行います。

③ 公共機関での障がい者雇用の促進

- ・市における障がい者雇用については、身体障がい、精神障がい及び知的障がいのある人を対象としており、今後も一定の枠を設け法定雇用率以上になるよう採用していきます。
- ・熊本市障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員の活躍を進めるために、職員一人ひとりの特性や能力を活かすことができる職務の選定及び環

境等の整備に取り組んでいきます。

- ・障がいのある人を雇用し、市役所での勤務経験を踏まえ、一般就労へのステップアップにつなげるチャレンジ雇用の取組を進めていきます。

④ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出

- ・熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用勧奨や職場開拓の充実を図り、障がい者雇用の受入れに取り組む企業等を増やしていきます。
- ・若者の就労促進として特別支援学校の教諭と企業との意見交換会を実施するほか、企業と障がいのある人との雇用に関する新たな出会いの場の創出を検討していきます。

1-(2) 一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化

① 一般企業への就労の促進

- ・熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対して、ハローワークや障害者職業センター等と連携して一般企業への就労を支援します。
- ・就労移行支援事業所において、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行います。
- ・就労定着支援事業所において、就労移行支援等を経て一般就労した者に対して就労を継続するために必要な相談等の支援を行います。

② 職場定着の支援

- ・障がいのある人が就労後も安心して働き続けられるよう、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、職場定着の支援を行い、関係機関と連携して生活面からの一体的な支援を進めます。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がいのある人・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。

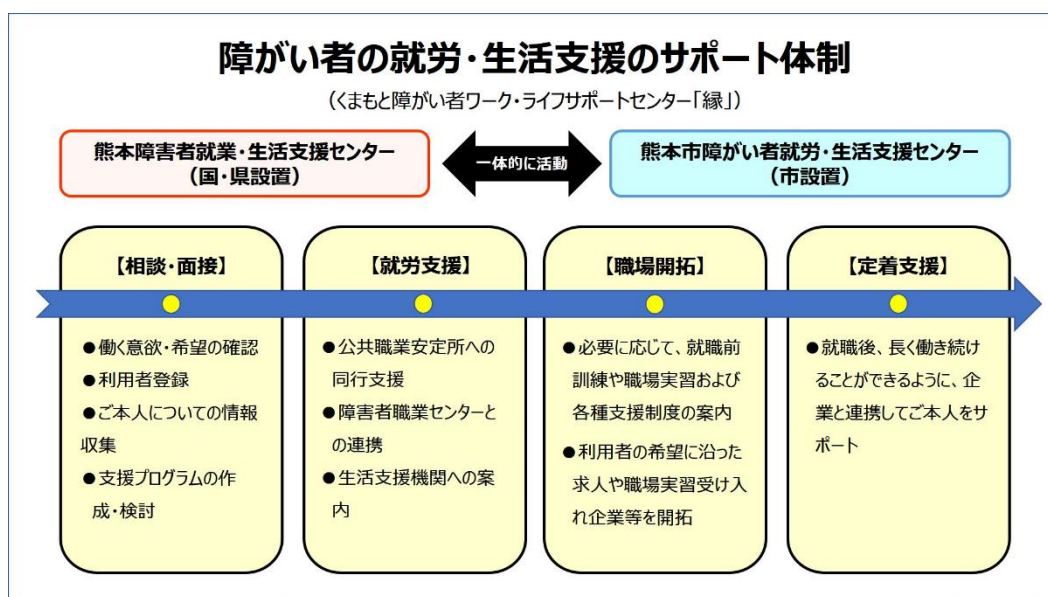
③ 求人・求職者情報の提供

- ・熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。

④関係機関との連携による相談支援

- ・熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。

＜熊本市障がい者就労・生活支援センター＞



1-(3) 福祉的就労の促進

① 福祉的就労の場の充実

- ・一般就労が困難な障がいのある人に福祉的な就労機会を提供する就労継続支援事業所等の充実を図るため、研修会の開催等、事業所の適正な運営の支援に取り組めます。
- ・販路の拡大や工賃水準向上、福祉的就労への理解促進を目的として、販売会の開催等の支援に取り組めます。

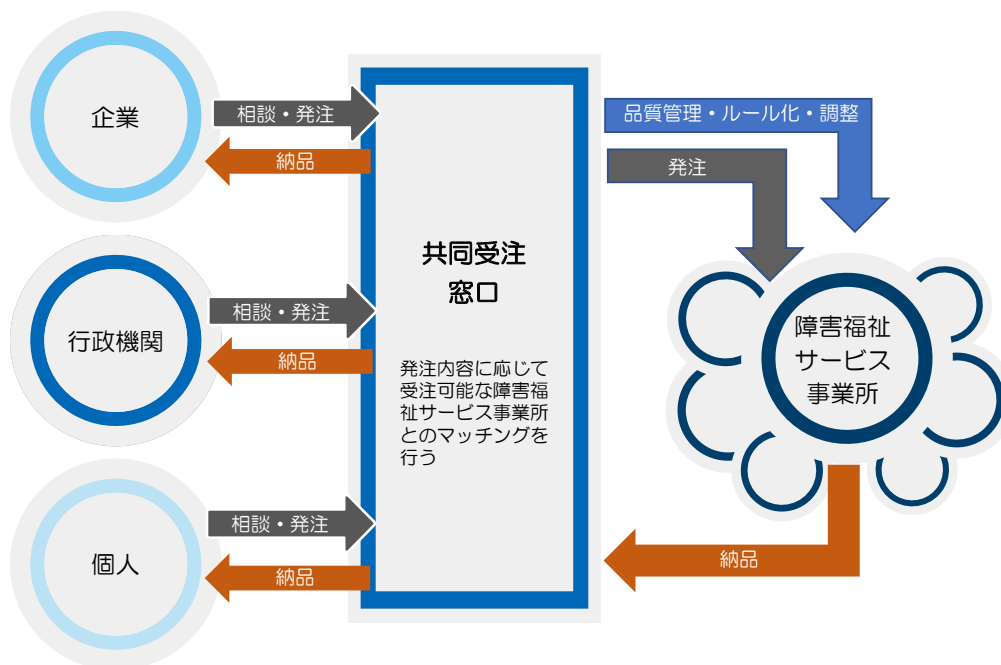
② 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内各課における積極的な調達を推進します。
- ・企業等に対する施設が提供できる物品等の情報提供により、障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

③共同受注窓口の活用促進

- 複数の障がい者就労施設等による生産製品及び役務の共同受注の仕組みを確立するため、関係団体と連携し、共同受注窓口の活用を進めます。

<共同受注窓口>



1-(4) 働く機会の創出

①多様な働く機会の確保

- 障がいのある人が、短時間労働や在宅就労など多様な働き方を選択できる就労機会の拡大を図ります。
- 情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所にとらわれない「テレワーク」は、障がいのある人の雇用機会を広げる大きな可能性があるため、企業や事業所等へ導入の働きかけを行います。

②福祉と農業の連携の検討

- 農福連携に実際に取り組んでいる事例を参考にしながら、農業法人等と障がいのある人の就労支援機関が連携する体制を構築していきます。
- 農業分野における障がいのある人の就労を推進するための具体的な取組を検討します。

2 文化・スポーツ活動の促進



<現状と課題>

障がいのある人が、自らの興味や関心をもって、スポーツや文化芸術活動など様々な活動を行うことは、個性や能力を発揮することや社会参加を促進するとともに、生活の質の満足度を高めることにつながります。

平成30年（2018年）6月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されており、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていく必要があります。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を受けて、障がい者スポーツの普及促進、さらに障がい者スポーツを通じた障がいのある人とない人の相互理解と交流の促進に取り組んでいく必要があります。

障がいのある人のスポーツや文化芸術活動を支援するため、必要とされる配慮や支援が提供される環境整備に努めるほか、地域で活動するこれらの団体との連携により、障がいのある人の社会参加・自己実現の場の確保に努めます。

■ 施策の方向性

- (1) 文化芸術を通じた社会参加の促進
- (2) スポーツを通じた社会参加の促進

■ 具体的な取組

2-(1) 文化芸術を通じた社会参加の促進

①文化芸術活動団体の支援

- ・障がいのある人の文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、アドバイス、補助などの支援を行います。

②文化芸術活動への支援

- ・障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催や情報発信を行います。
- ・関係団体と連携・協力し、アールブリュットの普及に取り組むなど、文化芸術活動を通じた障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。

- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく国の基本計画を勘案して、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定を検討します。

③文化施設等の利用支援

- ・ 熊本市現代美術館における観覧料や、熊本城をはじめとした文化施設等の入場料の減免制度を設け、文化施設等の利用を促します。
- ・ 熊本市動植物園においては入園料の減免制度のほか、難病や障がいのある子どもたちとその家族を対象に、閉園後の動植物園に招待する「ドリームナイトアットザズー」を実施します。

※利用料の減免制度は、障害者手帳の提示等によるものです。

2-(2) スポーツを通じた社会参加の促進

①スポーツ活動団体の支援

- ・ 障がいのある人のスポーツ活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、アドバイス、補助などの支援を行います。

②スポーツ活動への支援

- ・ 障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催やスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行います。
- ・ 市の公共施設等のバリアフリーを進めるほか、体育施設の個人使用料の減免制度を設ける等、体育施設の利用しやすさを充実します。
- ・ 障がいの有無や年齢に関わらず楽しめる障がい者スポーツの普及のため、スポーツリーダーバンクによる指導者の派遣や用具の貸し出しを行い、障がい者スポーツを通じた障がいのある人となない人の相互理解と交流の促進に取り組みます。

3 外出や移動の支援



<現状と課題>

障がいのある人の生活にゆとりと潤いを持たせるため、社会の様々な場において、個人の希望にあった学習が進められるよう、学習機会の充実に向けた環境づくりを進める必要があります。

また、障がいのある人が心豊かな地域生活を送るためには、充実した余暇を過ごすことが重要であり、障がいのある人同士が気兼ねなく余暇を楽しむ機会や情報交換する機会が求められています。

さらに、障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参加し、生きがいをもって暮らせるように、公共交通機関等による外出の支援を行うとともに、必要なサービスが利用できるよう、各種サービスに関する周知を図ることと、障がいのある人の社会参加を促進します。

■施策の方向性

- (1) 学習の機会や余暇活動の推進
- (2) 移動しやすい環境の整備

■具体的な取組

3-(1) 学習の機会や余暇活動の推進

①学習機会の提供と講座等の実施

- ・本市生涯学習情報システムを活用し、障がいの有無に関係なく参加できる講座情報の発信に努めます。
- ・公民館講座を活用し、障がい者への理解増進に努めます。

②社会教育施設等の利用支援

- ・熊本市立図書館では、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、下記のとおり視覚障がいのある人などの読書環境の整備を推進します。
- ・図書館に来館することが困難な障がいのある人を対象に、図書や朗読CD、カセットテープの郵送貸出しを行います。

- ・視覚障がいのある人を対象に、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供します。
- ・館内に拡大読書器を設置するとともに、障がいのある人などが利用しやすい書籍（大活字本など）や文字の拡大機能や読み上げ機能のある電子書籍の充実を図ります。
- ・熊本博物館では、聴覚に障がいのある人も一緒にプラネタリウムを楽しめるよう、熊本県聴覚障害者情報提供センターの協力により、字幕付きプラネタリウム投映会を実施します。

③余暇活動の場・情報の提供

- ・障がいのある人が気軽に余暇活動を行う場として、地域活動支援センターの機能の充実を図ります。
- ・障がいのある人が余暇を楽しめる機会や情報交換する機会を充実し、活動に関する多様な情報を集約し提供します。

3-(2) 移動しやすい環境の整備

①公共交通機関等による外出の支援

- ・障がいのある人に対して、積極的な社会参加や健康でいきいきとした生活を送るための一助として、市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割の負担額で利用できるおでかけICカードを交付します。
- ・移動が極めて困難な重度の障がいのある人には、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。
- ・単独での公共交通機関の利用が困難な方を対象に、NPO等が行う福祉有償運送（有料）の安全かつ適切な運営を図ります。

②自家用車による外出の支援

- ・障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費の助成を行います。
- ・身体障がいのある人に対する自動車改造費や自動車運転免許取得費の助成を行います。
- ・重度の知的障がいのある人に対するガソリン券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。

4 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実



<現状と課題>

障がいのある人が必要な情報を容易に取得するためには、障がいの特性に配慮した情報提供の充実を図ることが必要です。

障がいのある人のコミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保や、サービスの円滑な利用の促進など、意思疎通支援の更なる充実を図ることが重要です。

本市では、「手話が言語である」との認識に基づき、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的な事項を定め、全ての市民が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、「熊本市手話言語条例」を令和2年（2020年）4月1日に施行しました。さらに、条例に基づいて手話に関する施策を進めていくために令和3年（2021年）7月に「手話に関する施策の推進方針」を策定し、手話に対する理解と普及促進や手話通訳士等の確保や養成等に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の方向性

- （１）障がいに配慮した市政情報の提供
- （２）意思疎通支援の充実

■ 具体的な取組

4-(1) 障がいに配慮した市政情報の提供

①ふくしのしおりによる情報の提供

- ・障がい福祉の制度内容を集約し、わかりやすく説明したふくしのしおりを配布することで、障がいのある人やその家族が必要とする情報を円滑に取得できるよう支援します。

②わかりやすい広報の推進

- ・障がい福祉に関する各種サービスや制度の紹介をはじめ、施設や事業者の情報、障がい福祉に関するイベントの情報等を市ホームページやSNS等を活用して障がいのある人にわかりやすく提供します。

③障がいの特性に応じた情報の提供

- ・市政だよりや議会だよりの点字版・音声版を作成し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。
- ・市ホームページや市議会ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能を設け、サービスの充実を図ります。

④市長記者会見における手話通訳者の活用

- ・市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、市長及び記者の発言を手話により同時通訳を行い、内容を的確に伝えます。

4-(2) 意思疎通支援の充実

①コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保

- ・障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員等の養成や派遣を行います。
- ・区役所総合案内に手話通訳者等を配置するなど、公共機関での意思疎通を支援します。

②熊本市手話に関する施策の推進方針の推進

- ・市の広報媒体を活用した啓発や学校教育における理解・普及の促進を図ります。
- ・市民や事業者等への理解促進や普及に取り組みます。
- ・手話通訳士等の更なる確保と技術の向上を図ります。
- ・手話通訳士等の派遣を行うとともに、手話通訳士等派遣制度の広報・周知に努めます。

③ヘルプマークの利用促進

- ・内部障がいや難病等、外見からわかりづらい障がいのある人が、周囲の人に配慮や支援を求める手段として活用するヘルプマークを使ったストラップやカードを普及させ、コミュニケーション手段の一つとしての利用を促進します。

④意思疎通支援の充実に向けた検討

- ・スマートフォンやタブレット端末の活用等、情報通信技術や支援機器の発展なども踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した新たな意思疎通支援の充実に向けて検討します。

基本目標 4 安心・安全な生活環境の整備

1 安心・安全のまちづくりの実現



<現状と課題>

災害発生時に、障がいのある人が孤立することがないように、市民・地域・行政が協力した支援体制を強化しなければなりません。

熊本市防災基本条例では、被災時において、障がいのある人が必要な支援が受けられるよう市民・地域・行政等が障がい特性を理解した上で適切な配慮を行うことを定めており、本市では避難行動要支援者への避難支援体制の整備や地域住民・避難所担当職員・施設管理者で構成される校区防災連絡会の活動への支援等、災害が発生しても安心して過ごすことができる環境整備の強化に取り組んでいます。

また、今後新たな感染症が発生した場合において円滑な対応ができるよう、庁内関係部局や事業所などと情報共有・連携しながら、衛生用品等の物資の確保や法人・施設間の応援体制の構築などに向けた検討を進めます。

■ 施策の方向性

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯等の対策の推進
- (3) 感染症への対策

■ 具体的な取組

1-(1) 防災対策の推進

①地域における避難支援体制づくり

- ・地域住民・避難所担当職員・施設管理者などからなる校区防災連絡会の活動を支援し、平常時から各避難所の開設・運営や情報収集、物資供給体制を確立するなど、災害発生に備えます。

②避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- ・災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿等の活用及び個別避難計画の作成を推進することにより、避難支援等を行うために必要な情報について避難支援等に関わる地域団体その他関係機関との共有に努めるなど、障がいのある人等の避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるための仕組みを構築します。
- ・障害福祉サービス事業所等の要配慮者利用施設に対して、水害や土砂災害に対する避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促すことで、障がいのある人等の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行います。

③施設・事業所における防災体制の整備

- ・災害発生時に、入所者や利用者に対して障害福祉サービスを継続して提供するために施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）の策定を徹底させます。

④NET119やFAXを活用した緊急通報の利用促進

- ・音声（言葉）での通報が困難な人が119番通報するためのNET119やFAXによる119番通報について、様々な媒体を用いた周知を図り、利用を促進します。

⑤災害時の避難所における支援体制の整備

- ・災害発生時には、熊本市避難所開設運営マニュアルや、それを基に各地域の実情にあわせて作成される避難所運営マニュアル等の活用により、配慮が必要な人の支援情報を早急に把握し、専用スペースの設置等、障がいの特性に応じた配慮や支援の円滑な提供に努めます。

⑥福祉避難所の拡充及び福祉こども避難所の整備

- ・災害救助法が適用される災害が発生した場合、必要に応じて、障がい等の理由により一般の指定避難所等での避難が困難な方を対象とする福祉避難所を社会福祉施設等との協定に基づき開設することで、災害時における避難支援体制を整備します。
- ・障がい児等とその家族が避難する福祉こども避難所を市内の特別支援学校内に設けて安心して避難できる場所を確保します。
- ・必要に応じて関係機関や団体等と合同で訓練等を実施し、災害時の連携体制の強化を図ります。

⑦災害時の生活再建に向けた支援

- ・災害時には、障がい者相談支援センターや NPO 法人等の関係機関・団体と連携を図りながら障がいのある被災者の見守りを行うとともに、相談体制を充実させ、住宅確保等の生活再建に向けた支援を実施します。

⑧災害時におけるサービス等の支援

- ・被災後の被災者の生活状況を把握し、実情に即したサービスの利用が再開できるように、障がい者相談支援センター等と連携した迅速な支援を行います。
- ・災害等により被害を受けた障がい者福祉施設等について、復旧のための取組を支援します。

1-(2) 防犯等の対策の推進

①緊急通報システム貸与事業

- ・単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制で対応します。

②障がい者支援施設等における防犯対策

- ・障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ設置など、必要な安全対策への取組を支援します。

③消費者トラブルの未然防止

- ・障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、情報提供や助言、あっせん等による相談対応を行います。
- ・相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図ります。

1-(3) 感染症への対策

① 感染症への対応力強化

- ・感染症対策に向けた取組について、事業者の対応状況や有効性等を把握し、感染症が発生しても必要なサービスを継続的に提供できるよう努めます。

② 在宅の重度障がい者等への支援

- ・障がいのある人が感染した場合は、医療機関などと連携し、適切な医療やケアが受けられるよう支援します。
- ・介護者が感染症に感染した場合は、障害福祉サービス事業所などと連携し、障がいのある人の受入れなど支援体制を整備します。

2 生活環境の向上



<現状と課題>

障がいのある人が安全に安心して日常生活を送ることができるよう、居住環境、公共施設、交通機関、道路などにおける社会的障壁の除去を進めて、誰もが利用しやすいバリアフリーのまちをつくることが求められています。

本市では、令和5年（2023年）6月に「熊本市バリアフリーマスタープラン」を策定しており、誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化の実現を目指しています。

また、市民（地域）、事業者、行政の連携・協力によるバリアフリー化の推進の実現に向け、市民の自発的な活動の支援や、事業者等との連携や協力による民間建築物等のバリアフリー化を促進する必要があります。

さらに、障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を送れるように、施設や設備等のバリアフリーだけでなく、障がいへの理解を深めるなどの「心のバリアフリー」の推進を図っていきます。

■施策の方向性

- （１）住まいの環境の整備
- （２）バリアフリー化の推進

■具体的な取組

2-(1) 住まいの環境の整備

①住宅改造や改修に対する支援

- ・住宅を住みやすく改造や改修する場合に、リフォームヘルパーの派遣による助言及び費用の一部助成を行います。

②公営住宅の活用

- ・障がいのある人等に対し、1階への優先的入居、単身者向け住宅の提供を行います。
- ・公営住宅の新たな整備や建替え等にあたっては、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等、バリアフリー化を推進します。

③障がい者の居住支援

- ・障がいのある人等の住宅の確保に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を実現するために、熊本市居住支援協議会や住宅確保要配慮者居住支援法人と連携して、入居にかかる支援を行います。
- ・ごみ出しが困難な方を対象に玄関先までごみ収集に伺う「ふれあい収集」などの実施により、障がいのある人の日常生活を支援します。

2-(2) バリアフリー化の推進

①公園・公共施設等の整備

- ・公園の整備にあたっては、出入口等の段差の解消や多機能トイレの整備など、誰もが利用しやすい空間の整備に努めます。
- ・市の公共施設等の整備にあたっては、障がいのある人等の意見を聴く機会を設けるなどしてニーズを把握し、誰もが利用しやすい施設や設備、空間の整備に努めます。
- ・民間建築物においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」による認定や「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（熊本県のやさしいまちづくり条例）」に基づいた協議を行い、障がいのある人が利用しやすい施設や設備となるよう促します。

<熊本城ホール>

熊本城ホールの整備にあたっては、多機能トイレや広めトイレの各階への複数設置、親子室の設置、小会議室や救護室等の内装材への天然素材の使用、聴覚障害者用補聴システムの導入や調音材の使用等、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化に取り組んでいます。

<熊本城>

本市のシンボルである熊本城は、熊本地震による被害からの復旧工事にあわせて、可能な限りバリアフリー化に取り組みます。これまでの天守閣復旧と特別見学通路設置にあたっては、障がいのある人や高齢者など階段での昇降が困難な方を対象としたエレベーター、多目的トイレ、階段の二段手すりなどを設置し、より多くの方に利用いただけるようになりました。今後、復旧予定の施設についても、すべての来場者がアクセスしやすい施設を目指します。



②安全で快適な道づくり

- 歩道の不陸等の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。
- 路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去指導等を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。
- 道路と施設との連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

③公共交通機関の利便性の向上

- 障がいのある人が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス、超低床車両電車等の導入を促進します。
- 段差解消等、車椅子の利用環境整備も含め電停のバリアフリー化を推進します。
- バス停にベンチを設置し待合環境の改善を推進することで、誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境をつくるとともに、公共交通の利用促進を図ります。